

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
（保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類） 第二百三十七条 法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 保険契約の締結の年月日 二 保険契約の当事者の氏名又は商号 三 第二百三十二条各号に掲げる事項 四 保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受けた手数料、報酬その他の対価の額 五 保険契約が自己契約（法第二百九十五条第一項に規定する自己契約をいう。）であるときは、その旨 六 保険契約者に対して行つた保険契約の締結の媒介の内容 2 保険仲立人は、保険契約が消滅した日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を次に掲げる書面とともに保存しなければならない。 一 法第二百九十六条第一項の規定により保険契約者に交付した書面の写し	（保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類） 第二百三十七条 法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定により作成する書面（次項において「結約書」という。）に記載する事項 （新設） （新設） 二 保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受けた手数料、報酬その他の対価の額 三 保険契約が自己契約（法第二百九十五条第一項に規定する自己契約をいう。）であるときは、その旨 （新設） 2 法第三百三条に規定する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とし、保険仲立人は、当該帳簿書類を保存すべき事務所ごとに備え置かなければならない。 一 結約書の写し（結約書を交付し得なかった場合は、その理由を記載した書面を含む。）

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書面 イ 法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定により作成する書面（以下この条において「結約書」という。）を作成した場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該結約書の写し ロ 結約書を交付し得なかった場合 当該結約書及び交付し得なかった理由を記載した書面 ハ 保険契約の当事者と結約書を作成しない旨の合意をした場合 その合意を証する書面 三 第一項第一号から第三号までに掲げる事項の全部又は一部が結約書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の法第三百三条に規定する帳簿書類への記載を省略することができる。	二 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載した書面 三 法第二百九十六条第一項の規定により保険契約者に交付した書面の写し 四 保険契約者に対して行った保険契約の締結の媒介の内容を記録した書面 三 保険仲立人は、保険契約ごとに当該保険契約が消滅した日から少なくとも五年間、前項に規定する帳簿書類を保存しなければならない。
--	--